

七里地区社会福祉協議会会則

(目 的)

第1条 この会は、さいたま市社会福祉協議会（以下、「さいたま市社協」という。）と協力して、七里地区における社会福祉活動を推進し、会員の連携と協力によって地域福祉の増進を図ることを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 この会は、七里地区社会福祉協議会（以下、「七里地区社協」という。）と称し、事務所をさいたま市見沼区大谷2022-1（敬寿園七里ホーム内）に置く。

(事 業)

第3条 この会は、第1条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) さいたま市社協の地域福祉事業への協力
- (2) 七里地区における福祉活動の推進
- (3) 七里地区住民に対する福祉活動の啓蒙
- (4) 七里地区における各種団体との連携及び調整
- (5) 七里地区地域福祉行動計画の実施
- (6) その他目的達成のために必要な事業

(組 織)

第4条 この会の会員は、七里地区在住者並びに、この七里地区社協の趣旨に賛同する者及び学識経験者等をもって組織する。

(役 員)

第5条 七里地区社協に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 会 計 2 名
- (5) 書 記 2 名
- (6) 監 事 2 名

(役員を選出)

第6条 この会の会長、副会長及び書記は、理事の互選とし、理事会が選出する。

2 理事は、地区内各自治会長、民生委員児童委員協議会の正・副会長及び地区代表、主任児童委員、七里地区子ども会育成連絡会・青少年育成七里地区会・七里地区老人クラブ協議会の会長、PTA会長の代表及び会食サービスボランティアの代表並びに七里公民館館長及び七里コミュニティセンター館長・地域包括支援センター長をもって充てる。

また、理事会の推薦する学識経験者等を理事とすることができる。

3 会計は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

4 監事は、理事以外の地区内自治会員の中から理事会が推薦し、会長が委嘱する。

(顧問)

第7条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 会長は、七里地区社協を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、順次その職務を代理する。
- 3 会長、副会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した理事が、順次その職務を代理する。
- 4 会計は、七里地区社協の会計及び庶務を処理する。
- 5 書記は、会議の記録その他必要な事項を処理する。
- 6 監事は、七里地区社協の会計及び会務を監査する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第11条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時に開くことが出来る。

- 2 総会の議長は、そのつど互選する。
- 3 総会は、理事総数の過半数の出席により成立し、議長は出席者の過半数の賛成により決定し、可否同数の場合は議長が決する。
- 4 次に掲げる事項については理事会の承認を経て、総会の議決を得なければならない。
 - (1) 予算及び事業計画
 - (2) 決算及び事業報告
 - (3) 会則の変更
 - (4) その他理事会が必要と認めた事項

(理事会)

第12条 理事会は、正・副会長、理事、会計及び書記をもって組織する。

- 2 理事会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 5 理事会は、次に掲げる事項について決定する。
 - (1) 総会に提出する議案に関する事項
 - (2) 総会によって委任された事項
 - (3) 諸規定の制定及び改廃
 - (4) その他会長が必要と認める事項

(業務の執行)

第13条 この会の業務の執行は、正・副会長及び部長が協議して行う。

- 2 総会の決定と異なる業務を行わなければならない場合で、緊急に総会を開くことが出来ないときは、業務の執行後、速やかに理事会に報告しなければならない。

(部 会)

第14条 本会は第3条に掲げる事業を円滑に進めるため、部会を設ける。

- 2 部会に次の役員を置く。

(1) 部 長 1 名

(2) 副部長 1 名

- 3 部会に関し必要な事項は、理事会において別に定める

(経 費)

第15条 この会の経費は、賛助会費・補助金・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 七里地区社協の現金は、理事会が指定した金融機関に七里地区社協名義口座で預け入れ、管理しなければならない。

(会計処理等)

第16条 この会の会計処理状況は、常に明確にしておかななければならない。

- 2 この会の会計は、「現金出納簿」によって管理する。

(備 品)

第17条 この会の備品は、「備品台帳」によって管理する。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(監 査)

第19条 会計は、毎年2回会計決算書を作成し、会計監査を受けなければならない。

(附 則)

この会則は、平成12年4月 1日から施行する。

この会則は、平成12年5月14日一部改正し施行する。

この会則は、平成16年5月 9日一部改正し施行する。

この会則は、平成17年5月 8日一部改正し施行する。

この会則は、平成19年5月13日一部改正し施行する。

この会則は、平成21年5月10日一部改正し施行する。

この会則は、平成23年5月22日一部改正し施行する。

この会則は、平成27年5月17日一部改正し施行する。

この会則は、平成29年5月14日一部改正し施行する。